

飯山市本町広場指定管理者募集要項

1 趣旨

この要項は、飯山市本町広場（通称：本町ぶらり広場）に係る令和8年（2026年）7月からの新たな指定管理者について、公募により選定するため必要な手続等について定めたものです。

新たな指定管理者においては、商業、観光等地域産業の振興を図るため及び市民の憩いの場として管理運営を行うものとします。

2 施設の概要

- ・名称 飯山市本町広場
- ・住所 飯山市大字飯山 1200 番地
- ・建物の構造 木造一部2階建
- ・敷地面積 1403.07 m²
- ・延床面積 174.70 m²
- ・施設の内容 屋内：喫茶館、物産館、土蔵（多目的ホール）、公衆用トイレ、雁木
屋外：イベント広場、駐車場、緑地帯、植栽

3 指定管理者が行う業務の範囲

飯山市本町条例第9条に規定する次に掲げる本町広場の管理に関する業務

- (1) 飯山市本町広場第4条に規定する許可及び同条例第6条に規定する使用許可の取消し等に関する業務
- (2) 本町広場の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本町広場の運営に関して市長が必要と認める業務

4 運営条件

- (1) 運営全般にかかわる遵守事項

「飯山市本町広場条例」及び「飯山市本町広場の管理運営に関する基本協定書」を遵守してください。

- (2) 問い合わせ、苦情等については、事業者の責任において迅速に対応してください。
- (3) 市や関係地元組織と連携していく意思があるもの。
- (4) 施設の改修については、事前に市へ相談してください。

5 応募資格

指定管理者に応募できる者は、次のすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）です。

なお、法人等とは、株式会社、NPO法人、その他規約を有する任意団体等組織とし、個人での応募はできません。

- (1) 市内に拠点をもつ法人等であること。
- (2) 市税その他市に対する納付金を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定があった者でないこと。
- (4) 次に該当しない法人等であること。
 - ア 地方自治法第244条の2第1項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されている者
- (5) 次のいずれかに該当する者を構成員に含めないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終るまでの者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員

6 公募条件

- (1) 指定管理の期間

令和8年(2026年)7月1日から令和13年(2031年)3月31日までとします。ただし、更新できるものとします。
- (2) 備品等

建物に付随する備品等を使用いただけます。ただし、喫茶館及び物産館の備品については、公募開始時点で使用している事業者及び団体に確認すること。

なお、本業務実施のために新たに備品等が必要となった場合の購入又は調達については、事業者の負担とします。
- (3) 指定管理料

指定管理料は、市と指定管理者が毎年度締結する年度協定に基づき、本施設の管理経費として、市から指定管理者へお支払いします。

なお、次表の金額は、令和8年度(2026年度)の当初予算で積算したものです。

管理経費の内訳	管理経費の額	備考
消耗品	120,000円	電球、トイレ用品代等
修繕費	160,000円	小破修理代
附帯設備等管理	120,000円	冬囲い、植栽管理代等
公共的施設部分	720,000円	駐車場、公衆トイレ、雁木、通路部分の電気、上下水道、灯油代
計	1,120,000円	

(4) 責任分担

管理運営業務に関する責任分担については、別表「責任分担表」のとおりとします。

7 応募手続き

(1) 申請の方法及び期限

- ・申請様式 様式第1号 飯山市公の施設の指定管理者指定申請書
様式第2号 飯山市公の施設事業計画書
下記の書類を添付ください。
 - ① 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
 - ② 定款又は登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
 - ③ 団体の事業内容、経営状況等説明する書類
 - ④ 納税証明書
- ・提出部数 各2部
- ・提出期限 令和8年（2026年）4月23日（木）
- ・提出方法 持参又は郵送とし、郵送の場合も上記提出期限までに必着のこと。
- ・提出先 〒389-2292 飯山市大字飯山1110番地1
飯山市役所 経済部商工観光課 観光係

8 事業者の選定

(1) 書類審査（1次審査）

「様式第2号」飯山市公の施設事業計画書について書類の審査を行います。

(2) プレゼンテーションによる審査（2次審査）

書類審査後、「様式第2号」飯山市公の施設事業計画書に基づくプレゼンテーションを行う予定です。

- ・期日は令和8年（2026年）5月上旬を予定し、日程は別途通知します。

事業者の決定

プレゼンテーションの内容等について総合的に評価を行い、事業者を内定します。

(3) 飯山市施設管理適正化委員会による審査・選定

内定した事業者は、飯山市施設管理適正化委員会において、申請団体から提出された応募書類の内容に基づき審査を行い選定します。

9 選定結果の通知及び公表

選定の結果は、書面により通知します。併せて、内定した事業者について、その法人名等を公表します。議会の議決を経て、指定管理者として指定します。

10 その他特記事項

- (1) 提出された書類は返却しない。

- (2) 当公募への応募に際し、知り得た当方の情報等は、他に漏らさないこと。
- (3) 当方が追加資料の提出等を依頼した場合は、必ず応じること。
- (4) 「飯山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」及び「飯山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」を遵守すること。

11 問合せ先

飯山市役所 経済部商工観光課 観光係
 電話：0269-67-0731 Fax：0269-62-6221
 E-mail：shoukan@city.iiyama.nagano.jp

(別表) 責任分担表

種 類	内 容	負担者	
		甲（飯山市）	乙（指定管理者）
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
税制変更	一般的な税制変更		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
政治・行政的理由による事業変更	政治・行政的理由から、管理運営業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費	○	
施設・設備の保守、修繕	基本的な欠陥の場合	○	
	1か所の修繕に要する費用が20万円未満の場合		○
	1か所の修繕に要する費用が20万円以上の場合	○	
	施設・設備に係る点検費用		○
	建物火災保険	○	
個人情報の保護	乙の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し、又はこれに伴い犯罪が発生		○
事業終了時等の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中に業務を廃止した場合における指定管理者の撤収費用		○